

## V-4. 事後措置

前川 喜平\*

### 1. 1次健診の判定と事後措置

#### 1) 判定

1次乳幼児健診における判定は、表に従って「異常なし」「要指導」「要観察」「要検査」「要治療」「管理中」に分類される。判定は、可能な限り健診後の事後措置検討会において行う。

#### 2) 事後措置

判定に従って、それぞれの事後措置を行うが、

理想的には可能な限り1次健診で異常、疑いと判定されたものは、精密健診を行いそこにおいて、判定、並びに事後措置を行うことが望ましい。

### 2. 精密健診の判定と事後措置

#### 1) 精密健診スタッフ

精密健診スタッフは、医師(小児科認定医ま

表1 総合判定基準

判定基準の項目、対象者及びフォローの方法は次のとおり。

「異常なし」「要指導」「要医療」「要観察」「要検査」「要治療」「管理中」に分類される対象について

		対 象 者	フォローの方法(手段)
異常なし		児に心身ともに疾患や、障害がないと判断されるもの。	
要指導		児に心身ともに疾患や、障害がないが、親に強い不安があるとき。 または、環境要因による異常があるが、生活指導で解消が可能と思われるもの。 (健診当日の個別指導で解消ができるものは除く)	1 経過健診 2 発達相談 ・個別指導 ・集団指導 3 家庭訪問
要 医 療	要観察	○問題がある児で、その問題の質と量を判定するため一定期間の経過観察を必要とするもの。 ○児に障害がある。または、将来あらわれるおそれがあると判定されたもの。	4 医療機関紹介 5 電話指導 6 その他
		問診・診察等の結果により、健診後のカンファレンスで判定する。	
	要検査	○問題がある児で、医療機関へ紹介し、検査が必要と判断されるもの。	
		問診・診察・尿検査等の結果により、健診後のカンファレンスで判定する。	
要治療	○保健所の健診時に、診断が明確にされ、即治療が必要なもの。		
	○健診時既に疾患や障害が診断されており、医療機関に管理されているもの。		

\*慈恵医大小児科

たは小児神経専門医，小児リハビリテーション医)，保健婦・看護婦，心理判定員により構成される。

2) 神経学的診察は，小児神経医または小児科認定医が行う。

精密健診スタッフが得られない市町村においては，県が責任を持って精密健診チームを作成し，市町村における精密健診並びに事後措置を援助しなければならない(することが望ましい)。

3) 精密健診における事後措置は，1次健診の

判定基準に従い，健診後，事後措置検討会において行う。

4) 健康診査の事後措置の流れ

総合判定後の事後指導の流れは図の通りである。これにより，各保健所の判定基準項目及び事後指導の流れが統一され，健康診査の充実に向けて検討する基礎ともなる。

それぞれの専門機関に紹介するが，その場合も必ずその後のフォローを行うようにする。

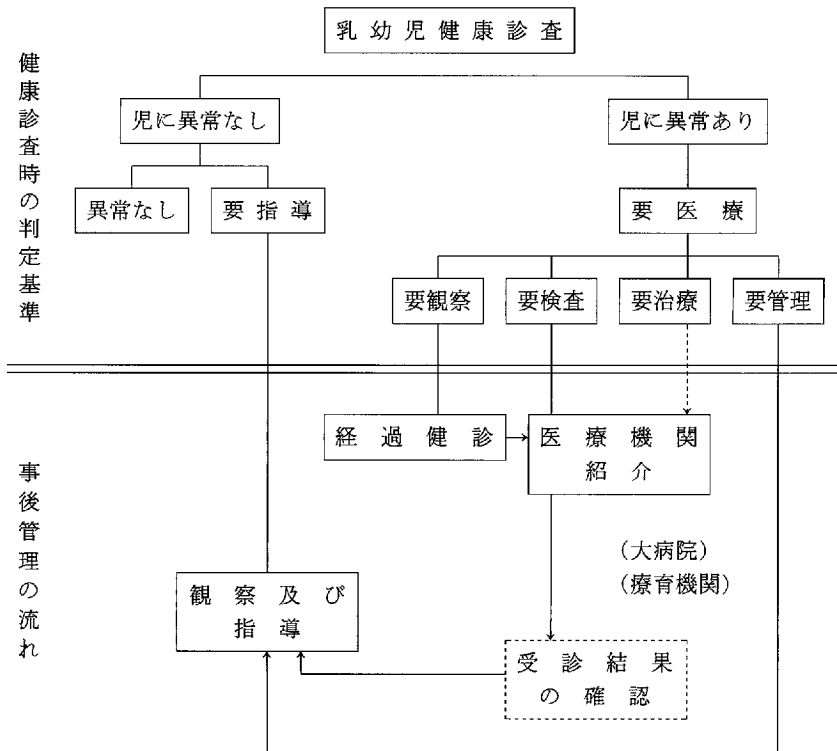


図 1



**検索用テキスト** OCR(光学的文字認識)ソフト使用  
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



#### 1.1 次健診の判定と事後措置

##### 1) 判定

1 次乳幼児健診における判定は、表に従って「異常なし」「要指導」「要観察」「要検査」「要治療」「管理中」に分類される。判定は、可能な限り健診後の事後措置検討会において行う。

##### 2) 事後措置

判定に従って、それぞれの事後措置を行うが、理想的には可能な限り 1 次健診で異常、疑いと判定されたものは、精密健診を行いそこにおいて、判定、並びに事後措置を行うことが望ましい。